

# 第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 弁護士ドットコム株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ホームページ (<https://corporate.bengo4.com/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）

#### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1)繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費 …… 3年間で均等償却しております。

##### (2)消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

### (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 11,597千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 21,824,400株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 138株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数  
普通株式 99,600株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,464千円
減価償却費	8,221 "
未払事業税	5,565 "
未払事業所税	681 "
資産除去債務	373 "
未払金否認額	336 "
繰延税金資産小計	16,642 "
評価性引当額	△1,515千円
繰延税金資産合計	15,127千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また金融機関からの資金借入およびデリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※2)	時価 (※2)	差額
(1) 現金及び預金	974,258	974,258	—
(2) 売掛金	230,623		
貸倒引当金(※1)	△5,842		
	224,780	224,780	—
(3) 未払法人税等	(105,993)	(105,993)	—

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

#### (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

### 1. 1株当たり純資産額

54円05銭

2. 1株当たり当期純利益金額  
11円85銭

(注) 当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

**(重要な後発事象に関する注記)**

当社は、平成29年4月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

新株予約権の発行要項

1. 銘柄 弁護士ドットコム株式会社 第10回新株予約権
2. 新株予約権の内容

(1) 発行

6,710個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式671,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

512,644,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金762円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が提出した平成30年3月期から平成34年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が金10億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌日以降、以下の区分に従って、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に25%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。

- (b) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に50%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。

- (c) 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に75%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。

- (d) 平成34年4月1日から平成41年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務

諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、外部顧問又はコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができない。
  - ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
- |       |      |                     |
|-------|------|---------------------|
| 当社取締役 | 2 名  | 5,628 個 (562,800 株) |
| 当社従業員 | 10 名 | 1,082 個 (108,200 株) |

#### (その他の注記)

該当事項はありません。